

# 規制の事後評価書

法律又は政令の名称：貸金業法施行令

規制の名称：キャッシュ・マネジメントの高度化等に係る貸付けに係る貸金業規制の適用の見直し

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室

評価実施時期：令和4年6月30日

## 1 事前評価時の想定との比較

- ① 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響が生じている場合、その影響について記載する。また、規制の事前評価時には想定していなかった影響が発現していないかを確認し、発現の有無及びその内容を記載する。

平成26年4月1日に、グループ会社間の貸付け及び合併事業における株主から合併会社への貸付け等のみを行う会社等について、貸金業の登録を不要とする規制緩和を行っていたところ、当該規制緩和内容に関連し、規制の事前評価時には企業グループのキャッシュ・マネジメントの高度化等に当たり下記の問題があると認識していた。

- (1) 合併会社株主の100%子会社（金融子会社）から合併会社への貸付けのみを行う会社について、貸金業の登録の適用除外対象とされておらず、当該子会社から合併会社に対して貸付けを行うニーズに応えることができていない。
- (2) 事業再編等によりグループ会社を売却する際に、当該被売却会社の当面の資金繰りを売却会社が手当する「つなぎ融資」が条件となるケースがあり、当該売却会社がそうした貸付けのみを行う際にも貸金業の登録が求められることから、戦略的に事業再編を進めるに当たっての妨げとなっている。

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢の変化や科学技術の変化による影響は特段生じておらず、また、想定していなかった影響も特段発現していない。

- ② 事前評価時におけるベースラインの検証

規制の事前評価後、大幅な社会経済情勢等の変化による影響があった場合は、これを差し引いた上で、事後評価のためのベースライン（もし当該規制が導入されなかったら、あるいは緩和されなかったらという仮想状況）を設定する。

規制の事前評価時、ベースラインとして、合弁会社株主の100%子会社（金融子会社）から合弁会社への貸付け、企業グループに属さないこととなった会社等への「つなぎ融資」としての貸付け等のみを行う会社等についても、貸金業の登録が求められることから、企業グループのキャッシュマネジメントシステムの高度化等に当たり問題があると認識していた。

こうしたベースラインの考え方は、事後評価時においても同様である。

### ③ 必要性の検証

規制の事前評価後に生じた、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定していなかった影響の発現を踏まえた上で、当該規制の必要性について改めて検証し、記載する。

規制の事前評価時、合弁会社株主の100%子会社（金融子会社）から合弁会社への貸付け、企業グループに属さないこととなった会社等への「つなぎ融資」としての貸付け等のみを行う会社等についても、貸金業の登録が求められることから、企業グループのキャッシュマネジメントシステムの高度化等に当たり問題があると認識していた。

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢の変化や科学技術の変化による影響は特段生じておらず、また、想定していなかった影響も特段発現していないことから、当該規制緩和の必要性は引き続き認められる。

## 2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

### ④ 「遵守費用」の把握

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められるが、特に「遵守費用」については、金銭価値化した上で把握することが求められる。その上で、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

本規制緩和は、合弁会社株主の100%子会社（金融子会社）から合弁会社への貸付け、企業グループに属さないこととなった会社等への「つなぎ融資」としての貸付け等のみを行う会社等について貸金業の登録を不要とするものである。

これにより、当該会社等において、貸金業務取扱主任者の設置、貸付時の書面交付や貸金業の登録申請時等の登録免許税・手数料納付等の負担がなくなることから、規制の遵守費用が過大に増加している状況にはないと考えられる。

また、想定外の事務負担等が発生しているとの声も特段寄せられていない。

## ⑤ 「行政費用」の把握

行政費用については、定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められる。特に規制緩和については、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和に基づく費用を検証し「行政費用」として記載することが求められる。また、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

本規制緩和は、合併会社株主の100%子会社（金融子会社）から合併会社への貸付け、企業グループに属さないこととなった会社等への「つなぎ融資」としての貸付け等のみを行う会社等について貸金業の登録を不要とするものである。

これにより、登録先である国及び都道府県において、これらの貸付け等のみを行う会社等の貸金業の登録申請に係る事務等の負担がなくなることから、行政費用が過大に増加している状況にはないと考えられる。

また、想定外の事務負担等が発生しているとの声も特段寄せられていない。

## ⑥ 効果（定量化）の把握

規制の事前評価時に見込んだ効果が発現しているかの観点から事前評価時に設定した指標に基づき効果を可能な限り定量的に把握する。また、事前評価時の効果推計と把握した効果を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

規制の見直しにより、合併会社株主の100%子会社（金融子会社）から合併会社への貸付け、企業グループに属さないこととなった会社等への「つなぎ融資」としての貸付け等のみを行う会社等については、貸金業の登録が不要となることから、貸金業務取扱主任者の設置、貸付時の書面交付や貸金業の登録申請時等の登録免許税・手数料納付等の等の負担がなくなることから、企業グループのキャッシュマネジメントシステムの高度化等が促され、資金需要者に対する適切な資金供給が実現されたと考えられる。

他方、規制の事前評価時に見込んだ効果とかい離はないが、その効果を定量的に把握することは困難である。

## ⑦ 便益（金銭価値化）の把握

把握された効果について、可能な限り金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。なお、緩和により削減された遵守費用額は便益として把握する必要がある。また、事前評価時の便益推計と把握した便益を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

規制の見直しにより、規制の事前評価時に見込んだ効果が発現しているものと考えられるが、その効果を定量的に把握したり、さらにはその効果を金銭価値化して「便益」を把握することは困難である。

### ⑧ 「副次的な影響及び波及的な影響」の把握

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。また、規制の事前評価時に意図していなかった負の影響について把握し、記載する。さらに、事前評価時に想定した影響と把握した影響を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響の把握・分析の方法については、公正取引委員会が作成するマニュアルを参照のこと。

※ 規制の事前評価時に意図していなかった負の影響の把握については、ステークホルダーからの情報収集又はパブリックコメントなどの手法を用いることにより幅広く把握することが望まれる。

現時点において、副次的な影響及び波及的な影響は特段認められない。また、規制の事前評価時に意図していなかった負の影響や、想定していた影響とのかい離も特段認められない。

## 3 考察

### ⑨ 把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づく妥当性の検証

把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づき、規制の新設又は改廃の妥当性について考察を行う。また、考察に基づき、今後の対応について検討し、その結果を記載する。

規制の見直しにより、過大な遵守費用や行政費用が発生している状況は認められない。一方、規制の事前評価時に見込んだ効果は発現していると考えられる。従って、本件に係る特段の見直しは不要と考える。

※ 当該規制に係る規制の事前評価書を添付すること。

